

**野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園
整備並びに維持管理事業**

特定事業の選定に係わる評価の結果及び内容

平成 14 年 1 月 21 日

野洲町

特定事業の選定に係わる評価の結果及び内容

・評価の結果

「野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業」(以下「本事業」と言う)を従来型の公共事業として野洲町(以下「町」と言う)が直接実施する場合と「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」と言う)に基づく事業(以下「PFI事業」と言う)として実施する場合とにおいて、町の財政負担等につき優劣の比較を実施した。

その結果、PFI事業として実施した場合、町が従来型の公共事業として実施した場合に比べ、事業期間全体を通じた町の財政負担額を約17.0%縮減出来ると共に、公共サービスの水準の向上を期待することが出来るとの評価結果を得た。

上記の評価結果により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる為、本事業をPFI法に基づく特定事業として選定する。

・評価の内容

1. 評価方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じ、町の財政負担削減・効率化を期待出来ること、町の財政支出の平準化が期待出来ること、及び町の同一水準の財政負担において、公共サービスの水準の向上を期待出来ることを選定の基準とした。
- (2) 町の財政負担見込額の算定に際しては、特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」と言う)からの税収等の収入のうち、町の収入分についてのみ調整を行った。(国及び県の収入分については、調整を実施しなかった。)
- (3) 町の財政負担見込額の算定に際しては、事業期間を通じた町の年度毎の財政負担額を各々現在価値に換算し、その総額を算出する方法にて行った。
- (4) 上記の財政負担額の算定に加え、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

2. 町の財政負担額算定の前提条件

本事業を、町が直接従来型公共事業として実施する場合、及び PFI 事業として実施する場合の各々の財政負担額算定に当たり設定した主な前提条件は以下の通り。

町の財政負担額算定の前提条件

	町が従来型公共事業として直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設計費 (2) 建設費 (3) 工事監理費 (4) 維持管理費 (5) 地方債の返済に係わる費用 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設費(設計費、工事監理費込み) (2) 維持管理費 (3) 支払利息 (4) アドバイザリーフィー (5) モニタリング費用
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業期間 : 22 年(建設期間 2 年間、維持管理期間 20 年間) (2) 事業対象 : 施設整備、グランド整備、既存施設の解体撤去、外構整備、屋外体育施設整備、付属建物整備、什器備品調達 (3) 施設規模 : 7,685 m² (4) 割引率 : 4 % (物価上昇率 1 % 込み) (5) 一定内容・範囲の維持管理業務を想定。 (6) 一定内容・範囲の設備更新改修を想定。 	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国庫補助金 (2) 一般財源 (3) 起債 : 償還期間 15 年(据置 3 年) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国庫補助金 (2) 出資金 (3) 公的融資(日本政策投資銀行): 償還期間 15 年 (4) 民間金融機関借入(市中銀行): 償還期間 3 年、同 15 年 (5) 劣後ローン
建設費・工事監理費に関する事項	同種公共工事における町の実績並びに近年の物価水準等を勘案して設定	町が従来型公共事業として直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定。
維持管理費に関する事項	同種公共施設における町の実績等を勘案して設定	町が従来型公共事業として直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定。

3. 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、町が従来型公共事業として直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較すると、以下の通りとなる。

ここでは、町が直接実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較している。

町が従来型公共事業として直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
100	83.0

4. 公共サービスの水準の評価

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することが出来る。

- (1) 本事業における企画・設計・建設及び維持管理業務を民間事業者に一括して実施させることにより、ライフサイクルコストを最小とすることが期待出来る。
- (2) 民間企業の創意工夫・ノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供が図れる。
- (3) 財政支出の削減・効率化、財政支出の平準化効果等により財政構造改革の推進に大きく寄与すると共に、同時により多くの公共サービスを安定的に提供することを可能とすることが期待出来る。

以上